

2022年3月吉日

新入生保護者各位

新島学園短期大学

学生総合保険(任意保険)への加入のお願い

拝啓 新春の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。また、ご子息、ご令嬢のご入学おめでとうございます。

さて、標記の学生総合保険の加入について、保険のご案内を同封いたしました。本学でも入学と同時に学生保険(学生教育研究災害生涯保険<学研災>)に加入します。しかし、その学研災は授業中・課外活動中・通学中等の学生本人のケガに対する補償に限定され、ボランティア活動やインターンシップ等を含めた学生生活全般のケガや賠償責任には適用になりません。同封しました保険は学生生活全般に適用される任意保険です。ご子息、ご令嬢が本学で過ごす2年間の学生生活を有意義にさせていただくためにも、いずれかの学生総合保険にご加入いただければと存じます。

コミュニティ子ども学科に入学の学生は、教育実習や保育実習に行くこととなりますので、必ずいずれかに加入してください。任意保険に加入していないと実習に行くことができません。

2021年4月より群馬県では自転車保険の加入が義務化されています。

https://www.pref.gunma.jp/06/h28g_00054.html

自動車任意保険等に付帯されていることもあります。自転車通学を予定している方は加入状況を確認のうえ、未加入の場合は今回ご案内した保険または任意の保険に加入してください。